

安全で快適な住みよい街づくり



田原市では後退用地に係る測量・道路整備の費用補助及び用地整理を推進しています。

＜狭あい道路解消事業＞

私たちの身近にある道路、特に生活道路は単に通行だけでなく、日照・通風・採光・居住空間の確保など生活空間を守り、災害時の避難通路、緊急車両の乗り入れ場所としても重要な役割を担っています。

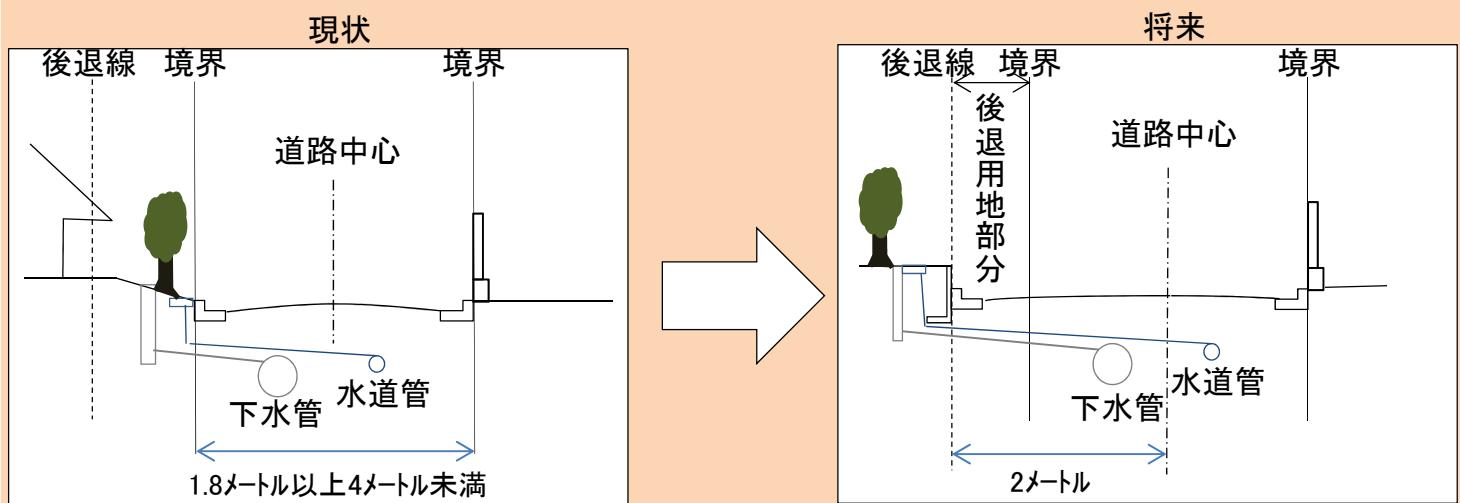
建築基準法では道路幅員1.8m以上4m未満の道が将来4mとなるように利用を制限した土地（以下「後退用地」という。）には、土地の所有者が個人であっても建築物や塀等を設置出来ない事としています。そこで、田原市では後退用地を明確にし、用地整理を行なう場合に測量・分筆や後退用地の道路整備の費用を補助しています。

安全で快適な住みよい街づくりを推進するために、市民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

<補助対象条件>

1. 道路と所有地の境界を決めて、道路の幅が4m未満である。
2. 道路から控える必要がある部分の土地に建っている壁や建物、水道メーターや下水の桟、植えてある花や木、観賞用の石などを撤去か移設し、個人の所有物がない状態である。(撤去移設費用は補助対象外)
3. 市へ後退用地部分を所有権移転する。

<道路幅のイメージ>

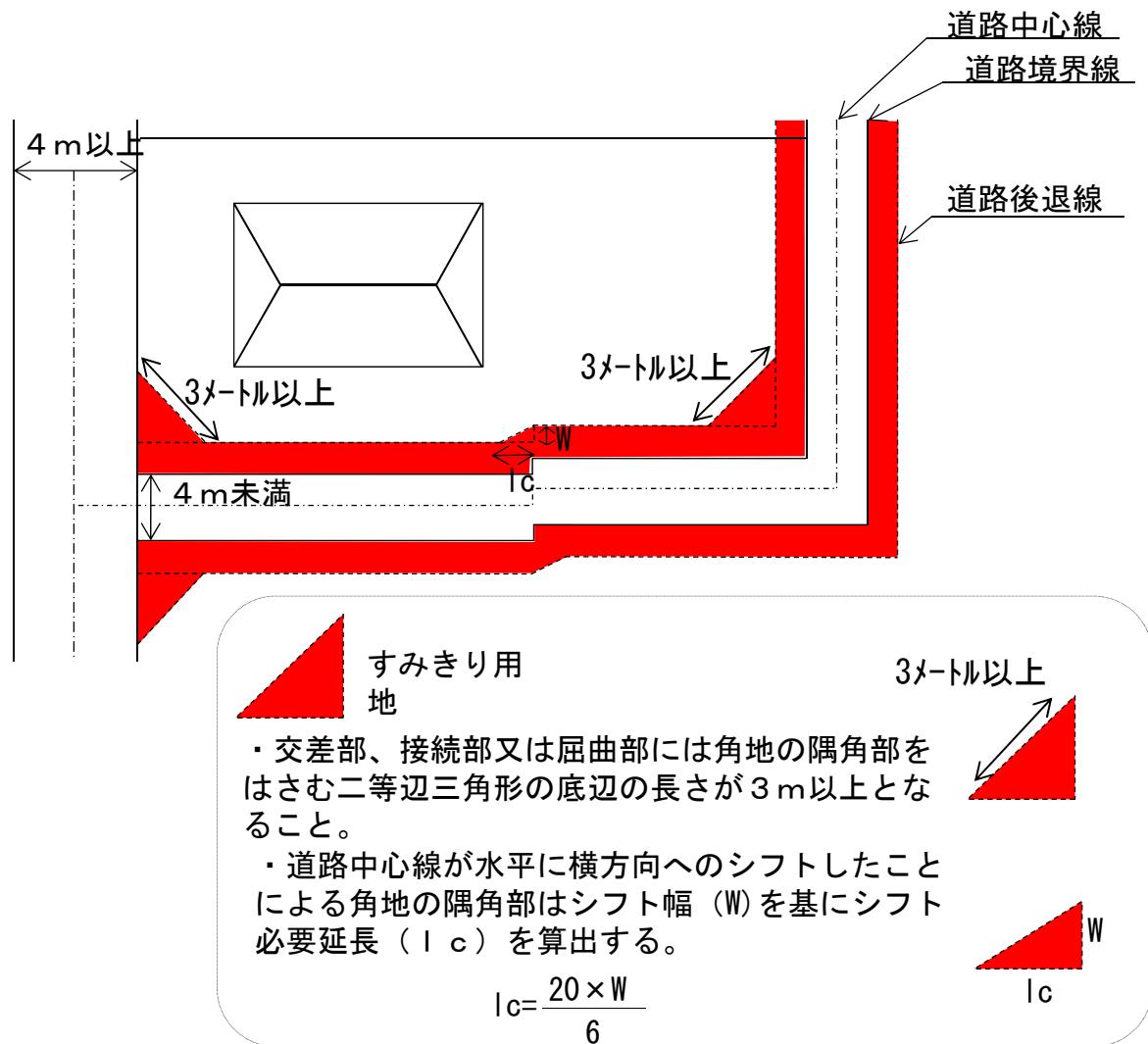


<補助金の概要>

1. 本市へ所有権移転する道路用地の測量及び分筆登記に要する費用。
2. 本市へ所有権移転し、又は所有権移転した道路用地を整備する費用。

隣接道路	取扱い	所有権	測量・分筆	維持管理
市道認定有 道路	寄附 or 売買	市へ	補助	市
	自己	自己	自己	自己
赤線、里道、 公衆用道路	寄附 or 売買	市へ	補助	市
	自己	自己	自己	自己

＜後退用地のイメージ＞



＜補助対象外となる場合＞

1. 狹あい道路が「建築確認申請に係る道路の確認及び私道の寄附受納に係る事務取扱要領」によりみなされた道の場合。
2. 市税の滞納がある場合。
3. 暴力団を始めとする反社会的活動を行なう組織及び構成員が行なう場合。
4. 宗教活動や政治活動を目的としている場合。
5. 平成25年度以前に田原市における建築行為に係る後退用地に関する事務取扱要領に基づく事業を受けた場合又は狭あい道路解消事業の補助金交付を受けた土地若しくは不正な手段により補助金の取消をされた土地である場合。
6. 販売目的で事業を行なう場合。
7. その他市長が補助することが適当でないと認めた場合。

＜補助等の内容＞

別表(第6条関係)

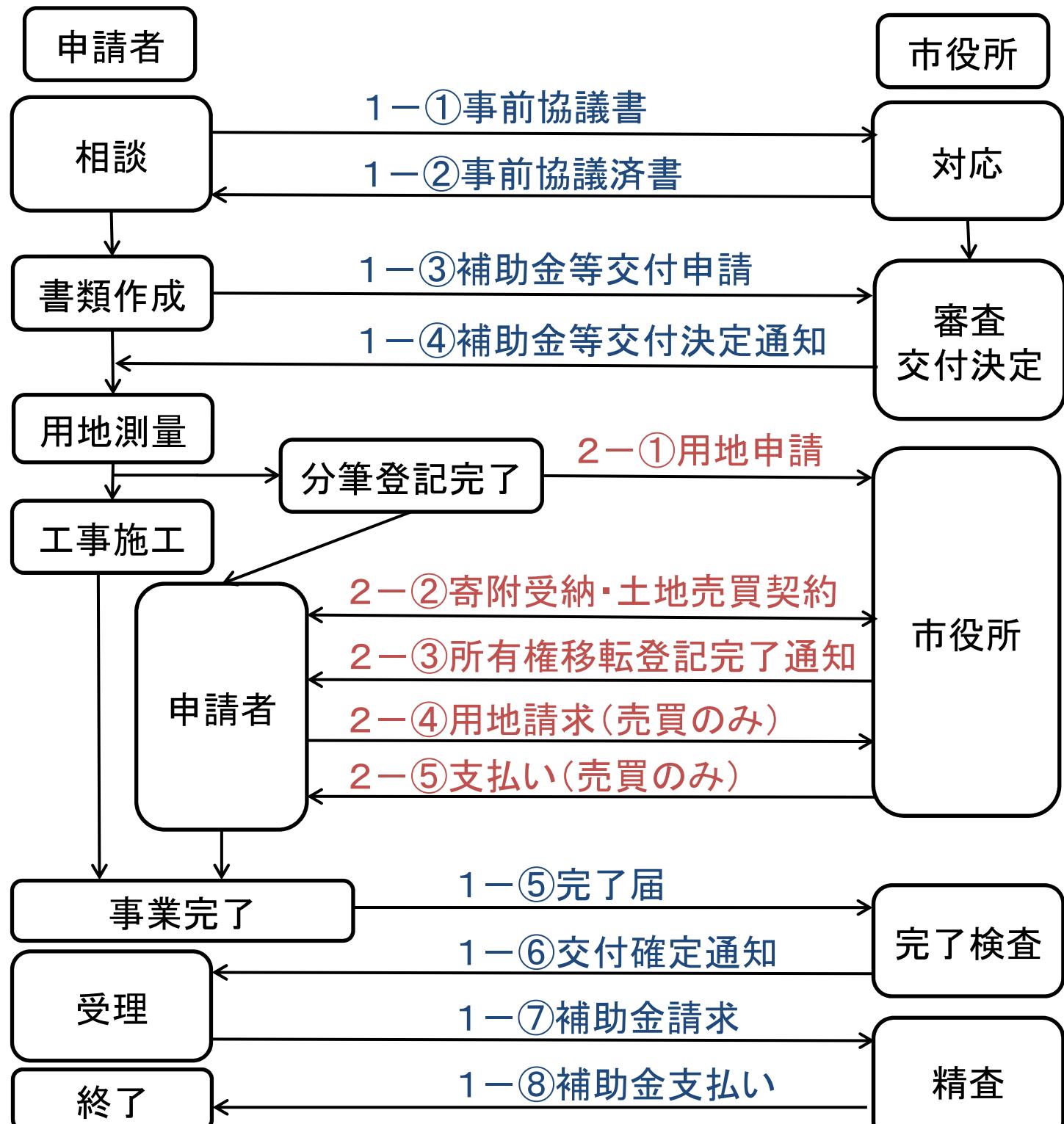
項目	内容	金額	
測量分筆補助金	測量及び分筆費	1件につき250,000円を限度額とし、測量分筆費用の1／2以内	
道路整備補助金	アスファルト舗装	1m ² につき2,900円	
	コンクリート舗装	1m ² につき4,200円	
	碎石敷き	1m ² につき500円	
	側溝(スリット型:300A以上)	1mにつき10,800円	
道路用地取得金	道路法第3条第4号に該当する道路	1m ² につき路線価を乗じた額	
	道路法第3条第4号に該当しない道路	通抜け可能な道路	1m ² につき路線価を乗じた額
		行き止り道路	1m ² につき2,000円

備考

- 1 施工する道路整備の範囲は、道路用地内とし、隣接道路と同等の整備を行うものとする。
- 2 道路側溝は、既設側溝の移設及び取替の場合又は隣接道に設置されている既設側溝の延伸の場合のみ補助金の対象とする。
- 3 通り抜け可能とは、道路運送車両法で規定される小型自動車(四輪以上)で通り抜けができることが可能である。
- 4 補助金の合計額に百円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 5 路線価とは、申請年度の固定資産税路線価である。
- 6 道路用地取得金の合計額に円未満に端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 7 道路用地取得金について、土地所有権者が地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体であるときは、田原市用地買収価格の特例算定要領による。

<フロー図>

補助金を受ける場合



補助金を受けない場合

